

食品安全委員会（第583回会合）議事概要

日 時:平成27年11月10日（火） 14:01~16:01

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道4名、行政機関4名、一般11名

議事概要

（1）松本内閣府副大臣・酒井内閣府大臣政務官挨拶

→松本内閣府副大臣・酒井内閣府大臣政務官から挨拶が行われた。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・微生物・ウイルス「ヒラメの*Kudoa septempunctata*」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「生産段階において、ヒラメを*Kudoa septempunctata*に感染させない対策を取ることがヒトのリスクを低減させるためには重要であると考えられた。*Kudoa septempunctata*については、DALYsの試算結果によると疾病負荷は著しく低いと考えられる。リスク管理機関においては、DALYsの試算結果を前提としつつ、取りうる対策について検討することが望まれる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

- ・添加物「次亜臭素酸水」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「5,5-ジメチルヒダントインについては、一日摂取許容量（ADI）を1 mg/kg 体重/日と設定する。」

「臭化物については、一日摂取許容量（ADI）を0.9 mg/kg 体重/日（臭化物イオンとして）と設定する。」

「次亜臭素酸水については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

「マンデストロビン」については、意見・情報の募集は行わないこととし、一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とすることとなった。

- ・農薬「イソピラザム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「キノメチオナート」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ビシクロピロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イソピラザムの一日摂取許容量（ADI）を0.055 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

「キノメチオナートの一日摂取許容量（ADI）を0.0064 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「ビシクロピロンの一日摂取許容量（ADI）を0.00028 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg 体重、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目（諮問）
亜セレン酸ナトリウム

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明。

「亜セレン酸ナトリウム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

- ・添加物 1品目（評価要請の取り下げ）
プロテイングルタミナーゼ

→厚生労働省から説明。

平成19年8月2日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価要請があった本品目については、取り下げられたものと認め、調査審議は中止することとなった。

(4) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「亜塩素酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(5) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アバメクチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「イミシアホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「サフルフェナシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「シフルメトフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チフェンスルフロンメチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルエンシルホン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロチオコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

農薬及び動物用医薬品「アバメクチン」については、「動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はない」とし、農薬6品目を含めた本7品目について、取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(6) 食品安全関係情報（10月2日～10月16日収集分）について

→事務局から報告。

ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が10月12日に公表した、消費者モニタリング結果の概要について報告。